

定 款

(2 0 2 2 年 6 月)

住 友 精 化 株 式 会 社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は住友精化株式会社と称し、英文では Sumitomo Seika Chemicals Company, Limited. と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は本店を兵庫県加古郡播磨町に置く。

(目的)

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 無機化学工業製品、有機化学工業製品、農薬および化学肥料その他化学製品の製造ならびに売買
2. 医薬品、医薬部外品および医療用具の製造ならびに売買
3. 防腐剤、着色剤等の食品添加物、飼料および飼料添加物の製造ならびに売買
4. 工業用ガス、特殊ガスの製造および売買ならびにガスの発生、利用に関連する装置、機器の設計、製作、施工および売買ならびにこれらに関連する技術の売買
5. 合成樹脂製品、合成ゴム製品その他高分子化合物およびこれに関連する製品の製造、加工ならびに売買
6. 希有金属その他各種金属およびその化合物の製造ならびに売買
7. 化学工業用、環境保全用その他各種プラント、装置、機器の設計、製作、施工および売買ならびにこれらに関連する技術の売買および設備の運転、保全の受託
8. 無機化学工業製品および有機化学工業製品の品質分析ならびに環境保全に関する調査、分析、測定および鑑定
9. 前各号に掲げる製品等および技術の輸出入ならびに売買
10. 住宅の建設その他各種建設工事の設計、施工、監理および技術指導ならびに土地建物の売買
11. 石油化学品貯蔵施設の賃貸
12. 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理および再生ならびに清掃業
13. 警備の請負およびその保障業務ならびに各種設備機器の保全保守業
14. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
15. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
16. 前各号に付帯する一切の事業ならびにこれに関連する一切の業務

(機関)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は4千万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。

② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、社長が招集し、その議長となる。社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第16条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第19条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第20条 当会社の取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長および社長各1名を選定することができる。

(取締役の損害賠償責任)

第22条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第23条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第24条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第26条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第27条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対してこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第28条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附 則)

第1条 現行定款第11条（招集の時期）の変更は、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする。

② 本条は、効力発生日後にこれを削除する。

第2条 現行定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。

③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。